

## 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	衝突
<b>発生日時</b>	平成29年10月31日 09時15分ごろ
<b>発生場所</b>	北海道むかわ町 <sup>むかわ</sup> 鷓川漁港西北西方沖 鷓川二等三角点から真方位271° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯42° 33.4′ 東経141° 54.0′）
<b>事故の概要</b>	漁船第三十八峰栄丸 <sup>ほうえい</sup> は、南西進中、また、漁船第二十一進栄丸 <sup>しんえい</sup> は、漂泊して揚網作業中、第三十八峰栄丸が第二十一進栄丸に衝突した。 第二十一進栄丸は、甲板員が負傷し、左舷中央部の破口等を生じ、また、第三十八峰栄丸は、球状船首部の亀裂等を生じた。
<b>事故調査の経過</b>	平成29年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十八峰栄丸、4.9トン HK3-126350（漁船登録番号）、個人所有 12.72m（Lr）×3.24m×0.96m、FRP ディーゼル機関、423kW、平成20年4月17日 第202-8495号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第二十一進栄丸、4.6トン HK3-94322（漁船登録番号）、個人所有 11.78m（Lr）×3.03m×1.17m、FRP ディーゼル機関、330kW、昭和62年4月12日 第200-17117号（船舶検査済票の番号）
<b>乗組員等に関する情報</b>	A 船長A 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年8月30日 免許証交付日 平成27年9月18日 （平成33年8月29日まで有効） B 船長B 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月3日 免許証交付日 平成28年9月9日 （平成34年6月4日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 球状船首部に亀裂、左舷船首部に凹損等 B 左舷中央部に破口、航海計器及び機関等に濡損等（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波向 西、波高 約2m
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、平成29年10月31日09時10分ごろ鷓川漁港北西方沖1.8M付近で、ししゃもこぎ網漁の操業を行っていた。</p> <p>船長Aは、右舷方0.4M付近にB船を認め、後部甲板に立ち、操舵室の後方に設置した魚群探知機及びGPSプロッターを見ながらコントローラーで操船し、漁場移動の目的で南進を開始した。（写真①参照）</p> <div data-bbox="751 797 1305 1205" data-label="Image"> </div> <p>写真① 本事故当時の船長Aの操船状況</p> <p>船長Aは、左右に動いて前方の見張りを行っていたが、右舷方に魚影を発見して右転し、魚群探知機を見るなどしながら約6ノットの対地速力で南西進中、09時15分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船が左舷中央部から浸水し、えい航準備中にB船の船尾が沈み始めたので、B船の乗組員3人をA船に移乗させて、鷓川漁港に戻った。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bほか1人が乗り組み、鷓川漁港西北西方沖において、船首を南東方に向けて漂泊し、ししゃもこぎ網漁の揚網作業を行っていた。</p> <p>B船は、乗組員3人が後部甲板で船尾方を向き、並んで揚網作業中、甲板員BがB船に向かってくるA船に気付いて声を上げたが、船長Bは、A船が至近に迫っており、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>B船の乗組員3人は、とっさに船体に掴まったが、甲板員Bが右腕に打撲を負った。</p> <p>B船は、僚船にえい航されて鷓川漁港に向かったが、同漁港南西方</p>

	<p>1. 3M付近で船首部分を残して水没し、後日引き揚げられて廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、操舵室の後方に設置したGPSプロッターに漁場等の位置情報を入力していたが、操舵室に設置したGPSプロッターには、同情報を入力していなかったため、後部甲板で魚群探索を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、前部甲板左舷側で下を向いて漁獲物の整理を行っていた。</p> <p>船長Bは、漂流中のB船を接近する他船が避けると思っていた。</p> <p>船長Bは、揚網作業中に、機関を前進に入れると漁網に引っ張られて前進することができず、後進に入れると絡網して移動することはできないので、A船に気付いたとしてもどうすることもできなかったと本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船の乗組員は、全員、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長A及び船長Bが所属する漁業協同組合所属のしししゃもこぎ網漁船は、操舵室の後方に設置した魚群探知機等を使用し、後部甲板で魚群探索を行いながら操船を行うことが多かった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鷓川漁港西北西方沖の漁場において、南西進中、船長Aが、魚群探索に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、前方で漂流して揚網作業中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鷓川漁港西北西方沖の漁場において、漂流して揚網作業中、A船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が自船に向いたときに気付いたとしても、A船との衝突を避けるための動作をとることは困難であったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、鷓川漁港西北西方沖において、A船が南西進中、B船が漂流して揚網作業中、船長Aが、魚群探索に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚群探索を行いながら航行する場合は、同乗の甲板員にも周囲の見張りを行わせること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

